

令和4年

第20回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和4年10月19日（水）  
開会 14時00分 閉会 14時59分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

## 【議事等】

### 1 議 事

- 第44号議案 福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等並びに福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について
- 第45号議案 県立学校事務職員の人事について
- 第46号議案 県費負担教職員の人事について

### 2 その他

- (1) 令和4年9月定例県議会について

## 【内 容】

### 1 出席者

教育長：吉田法稔  
委 員：前田恵理、木下比奈子、堤康博、久保竜二

### 2 欠席者

松浦賢長

### 3 出席職員

副教育長 上田哲子、教育監 深瀬信也、教育総務部長 松永一雄、  
教育振興部長 田中直喜、総務企画課長 井手優二、財務課長 坂田茂樹、  
教職員課長 日高吉三郎、施設課長 綾部耕二、高校教育課長 馬渡寛子、  
義務教育課長 中嶋健一、特別支援教育課長 三澄妙子、  
体育スポーツ健康課長 中野一成 外

### 4 傍聴者等数

1名

### 5 議事録

#### 【吉田教育長】

本日は所用により、松浦委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第20回教育委員会会議臨時会を開催します。

傍聴人に申し上げます。傍聴人の留意事項を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力をお願いします。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。審議に入る前

に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 前田委員が挙手 >

【前田委員】

はい。第44号議案は指定管理者選定の指定に関する案件、第45号議案及び第46号議案は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【吉田教育長】

ただいま、前田委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

< 全員が挙手 >

【吉田教育長】

全員賛成でございますので、第44号議案から第46号議案につきましては、非公開といたします。この他に非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< な し >

【吉田教育長】

ないようですので、以上で、非公開発議の確認を終わります。

本日の会議は、公開にてその他（1）を審議した後に、非公開にて第44号議案から第46号議案を審議することといたします。

それではまず、その他（1）「令和4年9月定例県議会について」を上田副教育長、お願いします。

## ○その他（1） 令和4年9月定例県議会について

【上田副教育長】

9月定例県議会の教育委員会答弁について、御報告いたします。

< 上田副教育長が資料に沿って説明 >

【上田副教育長】

御報告は以上でございます。

### 【吉田教育長】

説明は終わりました。本案件について、御意見や御質問がありましたらお願いいたします。

### 【堤委員】

まず教師不足について、合格発表後の辞退防止の取組も行っているかと思います。一旦退職した方への再就職の取組はあるのでしょうか。また、採用試験合格者の辞退について、どのような理由があるのでしょうか。次に、ICTの活用を進める上で、人がやらなくてもすむような、AIの活用等を検討しているのであれば教えてください。最後に、教員採用試験における、コロナ感染症に罹患した人や濃厚接触者への対応について、現在、コロナの株が変わり、軽症化しているということもあり、様々な取組のハードルが下がってきております。例えば、濃厚接触者を別室受験とすることや既に抗原検査キットは自分で購入し検査することが可能であるため、あらかじめ受験前に抗原検査でチェックするという方法もあります。今後はそのような活用も検討してみてもどうでしょうか。

### 【日高教職員課長】

まず、離職者への再就職の取組について、定年で退職した方については、退職校長会等を通じて声掛け等の取組をしております。定年に至らず退職した方については、今のところ大きな取組は行っていない状況です。ペーパーティーチャーに対しての掘り起こしは今年度中に実施しようと考えております。

次に、辞退者の防止についてです。我々の認識としては、辞退者が増えている原因は、他県と取り合っていることが一番大きいと考えております。九州各県は同じ日程で一次試験を行っておりますが、九州以外の県は日程が別となっております。例えば、福岡教育大学に九州以外から来ている方は、福岡県も受験できますし、九州以外の県も受験できます。複数の自治体を受験した方が、どこの県も大量採用しておりますので、両方に合格し、辞退するという要因が一番多いと考えます。今までは合格発表後に辞退を引き留める手立てがございませんでした。これを防止するという事は非常に難しいのですが、今年度は10月7日に最終合格発表を行い、10月11日から動画を配信し、就職に向けて不安を解消する事前研修のようなものを実施しております。

また、コロナ禍の採用試験について、今回の特別な措置は県の人事委員会が行う試験、県警が行う試験、教育委員会が行う教員採用試験で、同じレベルでの配慮を考えております。今のところは別室受験までにはなっておりませんが、御提案いただいたことについては今後検討してまいります。

**【堤委員】**

離職者への再就職の取組について、再就職する時に一定期間フォローアップできるような制度があれば良いかと思えます。

**【中嶋義務教育課長】**

次に、A I 技術の活用について、市町村では、授業中に使用する学習支援ソフトや家庭学習で使用するドリルソフト等の活用が進められております。一部では、A I 技術を使用した漢字の書き取りのドリルで、書き順やとめはねはらい等まで判定できるようなドリルが活用されている事例もあります。子ども自身がその場で正解かどうか、正しく書けているかどうか等判定しながら、学習を進めることができる利便性があります。ただし、全県的に導入している訳ではありません。

**【堤委員】**

A I の活用については、少しずつ積み上げていくことになろうかと思えます。例えば、生徒本人の成績を分析し、どこが強いかわか弱いかを把握し、先生がA I の診断と合わせて指導していくと効果的であろうかと思えますので、将来的に検討されてはいかがでしょうか。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【木下委員】**

5 ページの特別免許状とは、どのようなものでしょうか。

**【日高教職員課長】**

通常、一般の免許状は大学で単位を取って授与しますが、特別免許状は、いわゆる社会人等で専門的な知識技能を持っている方で、ある一定の実務経験や学校現場の経験がある方に授与する免許状でございます。

**【木下委員】**

例えば、どのような方であれば、特別免許状が授与されるのでしょうか。

**【日高教職員課長】**

例えば、情報の免許でありますと、企業で情報関係の専門的な仕事をしている方です。また、看護の免許で、看護師でお勤めの方、英語の免許で、海外で活躍された方

に授与するようなパターンがあり得ます。

**【木下委員】**

専門的な知識がないと特別免許状は授与されないのでしょうか。

**【日高教職員課長】**

国の考え方としては、やはり専門的な知識がある方に、特別免許状は授与できる、となっております。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【前田委員】**

2 ページについて、高校生に教職の魅力を発信する取組を実施している、とありますが、具体的にどのような取組でしょうか。また、県外で教師をしている人を呼び戻すようなシステムがあったかと思えます。住居の斡旋や移住手当等の制度はあるのでしょうか。

**【日高教職員課長】**

高校生に対する取組を今年度から始めており、今年の8月にティーチ・フォー・ジャパンと共催で、小中高の教員や指導主事に登壇いただいてパネルディスカッションをオンライン形式で開催しました。そのパネルディスカッションについて、県立高校に対しても、将来教員を目指している生徒がいればぜひ参加して欲しいと案内いたしました。実際の参加者はそれほど多くなかったのですが、まず新たな試みとして実施しております。今後は、高校のキャリア教育の中で、教師の魅力を発信していきたいと思えます。また、県外で教員をしている人を呼び戻す試みですが、今年も東京で県外にいる現職者に対する採用試験を行っております。ただし受験者が10名程度となっており、実際この取組を続けてきたことから、ほぼ戻ってくる方は戻ってきたかなという感じです。移住手当や住居の斡旋までは準備できていない状態ですが、試験の制度としては、県外にいる本県を受験したい現職者に対する試験は行っております。

**【深瀬教育監】**

補足させていただきますと、ティーチ・フォー・ジャパンとの取組は、福岡県のホームページにも案内を行い、申し込みが770件程度ありました。実際の参加が620名、アンケートを427名分程度回収し、5段階評価で4段階以上が97%程度でした。先ほど教職員課長からあったとおり、高校にも案内をしたところ、若干名です

が、高校生も参加してくれました。学校では教職の魅力を語る機会がなかなか持てません。よって、高校生に教職の魅力を発信する機会を作っていく必要があります。

**【吉田教育長】**

他にございませんか。

**【久保委員】**

I C T活用について、不登校の生徒に有効であるということですが、実際、小中学生がタブレット持って2年程度となりますが、活用状況はいかがでしょう。また、I C Tを活用することで、教員の働き方改革がどこまで改善されたのでしょうか。

**【中嶋義務教育課長】**

1人1台端末が導入され、1年半程度ですが、授業中の活用は進んできたと感じております。今年の春に実施した全国学力・学習状況調査の質問項目の中では、昨年度1年間でI C T機器を活用した頻度として、「週3回以上」の回答が半数程度でした。これは昨年度の授業についての回答であるため、今年度はもっと進んでいるだろうと考えております。教員のスキルも向上し、導入期から活用期に向かって、学校現場では工夫がされております。現在の活用が進んでいる過渡期については、一時的に教員の負担が増えていることが考えられます。一定のコンテンツが充実し、それを皆で共有していくような取組がある程度進んでいけば、教員の働き方改革に大きな効果が出てくると考えます。

**【馬渡高校教育課長】**

県立高校においては、今まではBYODでしたが、タブレット端末がまもなく配備ということであり、これから活用が進んでいきます。校務のデジタル化については、今までの生徒情報管理システムや教員からの連絡、校内のスケジュール共有のシステム整備を行っております。1人1台端末の配備は、教員も1人1台として配備しますので、さらにI C Tの活用を進めていかなければならないと考えております。

**【中嶋義務教育課長】**

不登校生徒への対応について、今年度から不登校児童生徒を対象とし、大学生が、オンラインで児童生徒に勉強を教えるなどする新規事業に取り組んでおります。まだ開始して一ヶ月足らずであり、利用者は多くありませんが、実際にオンラインを活用して学びを続けていく取組が始まっております。この活用を充実させていきたいと考えております。

【木下委員】

不登校の児童生徒に、大学生がオンラインで勉強を教えるという事業について、もう少しどういったものか教えてください。

【中嶋義務教育課長】

教育センターにおいて、有償の大学生ボランティアを募集し、一定程度研修を行った後、不登校の児童生徒に対し、一対一で一定時間、学習をサポートするという取組でございます。

【木下委員】

その取組は、子どもたちが持っているタブレットを使用するということでしょうか。

【中嶋義務教育課長】

そのとおりでございます。

【吉田教育長】

他にございませんか。

< な し >

【吉田教育長】

特にないようですので、本報告については、終了します。

<以降非公開審議となった>

**○第44号議案 福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等並びに福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について**

福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等並びに福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の指定に関する議案の提案に対する意見の申出について、審議の結果、原案どおり可決した。



**○第45号議案 県立学校事務職員の人事について**

県立学校事務職員の処分人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

**○第46号議案 県費負担教職員の人事について**

県費負担教職員の処分人事について、審議の結果、原案どおり可決した。

(14:59)